

『のりーね』の協賛スポンサーを募集します！

『のりーね』の運行開始以降、多くの利用登録があり、ご自宅などの場所から、町内のあらゆる目的地まで移動手段として利用されています。

運行開始から1年が経過することに合わせて、『のりーね』の運行に協賛いただけるスポンサーを募集します。協賛スポンサーに採用された場合は、4月から事業の広告などを『のりーね』車体側面などに表示します。1月末までの応募については、広告作成費は無料です。

なお、協賛スポンサーの採用は先着順となります。事業者の皆さまからの協賛金は、子育て支援を目的とした児童クラブ送迎便などの運行経費に活用します。

応募の詳細などは、ホームページ、協賛金チラシを確認するか、経済課までお問い合わせください。『のりーね』の運行を応援していただける事業者のご応募お待ちしています！

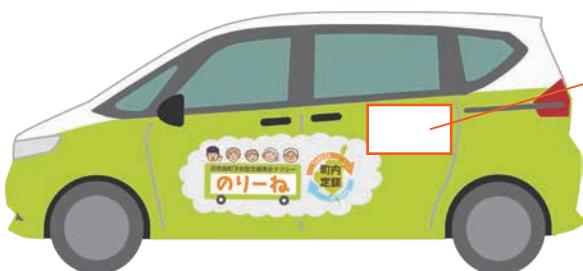
◇広告の種類など

| | 車体広告 | ベンチ広告 |
|--------|-------------------------------|-------------------------------|
| 料金 | 年額 24,000円 (1ヶ月あたり 2,000円) | 年額 12,000円 (1ヶ月あたり 1,000円) |
| 広告規格 | 縦 30cm×横 50cm | 縦 14.8cm×横 21.0cm |
| 素材 | マグネットシート | ラベルシール |
| 広告掲載場所 | 『のりーね』車体側面 ('のりーね' 2台) | 『のりーね』待合ベンチ (町内 10 地点) |
| 広告作成 | 町で作成 ※画像データの提出が必要 | |
| 作成費 | 5,000円 ※1月末までの応募は無料 | 無料 |
| 募集事業者数 | 4事業者 | 3事業者 |

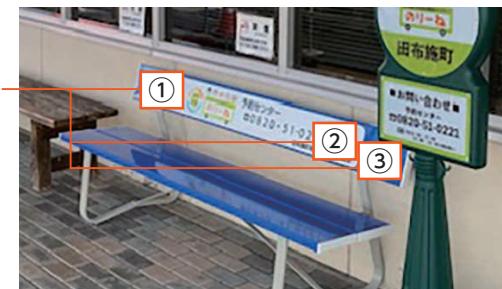
◇スポンサーの対象

企業および公共的団体またはこれに類する者、その他協議会が適当と認める者。次に掲げる者は対象としない。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者
- ②宗教活動または政治活動を主たる目的とする者
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項または同条第13項第2号に規定する営業を営む者



▲車体広告イメージ



▲ベンチ広告イメージ

『のりーね』の利用者が、ご用のある場所と場所の間を徒歩で移動する場合に利用できる荷物運搬カートを、2月から『のりーね』に2台ずつ搭載予定です。こちらもご利用ください。

◇問合せ先

経済課地域振興係

☎ 52-5805